

平成 29 年 9 月 12 日

各 位

会社名 株式会社ハピネス・アンド・ディ  
(JASDAQ・コード3174)  
代表者名 代表取締役社長 田 泰夫  
問合せ先 取締役経営企画室長 追川正義  
電話番号 03-3562-7525

### 株式報酬型ストックオプション（第6回新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、株式報酬型ストックオプションは、権利行使期間が異なる下記2.及び3.に記載の2種類の新株予約権を発行するものとします。

### 記

#### 1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行する理由

業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材を確保することにより、当社の企業価値を向上させることを目的として、当社の従業員に対して、下記2.及び3.に記載の2種類の新株予約権を発行するものです。

#### 2. 新株予約権（株式会社ハピネス・アンド・ディ第6回新株予約権Aタイプ）の発行要領

##### (1) 新株予約権の名称

株式会社ハピネス・アンド・ディ第6回新株予約権Aタイプ

##### (2) 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の総数

従業員 182名 1,820個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

##### (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、2.において「付与株式数」）は10株とする。

なお、当社が普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行又は処分する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を1円としてこれに付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

(5) 新株予約権の行使期間

2020年10月2日から2021年8月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、当社の役員または従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合(死亡した場合を含む。ただし、当社の取締役会が正当な事由があると認めた場合を除く。)、当該喪失した時点以降、その保有する新株予約権を行使することができない。

② 新株予約権者が、権利行使時点で当社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定またはこれに準ずる事由がないこととする。

③ 新株予約権者は、割当を受けた新株予約権の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。

④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

⑤ その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、上記(6)の規定により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を当社が無償で取得することができるものとする。

② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を当社が無償で取得できるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。なお、資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(10) 組織再編行為時における新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力

発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
  - ② 新株予約権の目的となる株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的となる株式の数  
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
再編後の行使価額に上記③にしたがって決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
  - ⑤ 新株予約権の行使期間  
上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ その他行使条件及び取得条項  
上記（6）及び（7）に準じて定めるものとする。
  - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（9）に準じて定めるものとする。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (11) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) その他の募集事項等

① 新株予約権の払込金額

割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した公正価額であり、有利発行に該当しない。また、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を割当対象者に支給することとし、この金銭債権と新株予約権の払込債務を相殺する。かかる金銭債権は、当社が、割当を受けるものに対し、その裁量により払込金額相当額を付与するものであるが、これは労働の対償として付与されるものではなく、また、当社の社内規則等によって当社が支払義務を負うものでもない。

$$\text{オプション価格 (C)} = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

とし、それぞれの算式における記号の意味は、次のとおりとする。

- $C$  : オプション価格
- $S$  : 株価  
割当日の当日（2017年10月2日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
- $X$  : 行使価額（1円）
- $t$  : 予想残存期間（3.5年）
- $\sigma$  : ボラティリティ  
3.5年間（2014年4月19日から2017年10月2日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- $r$  : 無リスクの利子率  
残存年数が予想残存期間( $t$ )に近似する国債の利子率
- $\lambda$  : 配当利回り  
直近事業年度の配当実績（記念配当を除く）及び割当日の当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）に基づき算出する。
- $N(d_n)$  : 標準正規分布の累積分布関数

- ② 新株予約権の割当日  
2017年10月2日
- ③ 新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日  
2017年10月2日
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所  
みずほ銀行上野支店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の継承支店）
- ⑤ 新株予約権証券  
新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

### 3. 新株予約権（株式会社ハピネス・アンド・ディ第6回新株予約権Bタイプ）の発行要領

#### （1）新株予約権の名称

株式会社ハピネス・アンド・ディ第6回新株予約権Bタイプ

#### （2）新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の総数

従業員 93名 1,500個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### （3）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、3.において「付与株式数」）は10株とする。

なお、当社が普通株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。但し、かかる調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的たる株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に目的たる株式数の調整を行うものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

#### （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行又は処分する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円としてこれに付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

#### （5）新株予約権の行使期間

2022年10月2日から2023年8月31日までとする。

#### （6）新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、当社の役員または従業員その他これに準ずる地位を喪失した場合（死亡した場合を含む。ただし、当社の取締役会が正当な事由があると認めた場合を除く。）、当該喪失した時点以降、その保有する新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が、権利行使時点で当社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定またはこれに準

ずる事由がないこととする。

- ③新株予約権者は、割当を受けた新株予約権の全てを一括して行使しなければならない、その一部のみを行使することはできない。
- ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ⑤その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、上記(6)の規定により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を当社が無償で取得することができるものとする。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を当社が無償で取得できるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。なお、資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(10) 組織再編行為時における新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の際において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる株式の数  
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株

未満の端数は切り捨てる。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編後の行使価額に上記③にしたがって決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ その他行使条件及び取得条項

上記（6）及び（7）に準じて定めるものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（9）に準じて定めるものとする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) その他の募集事項等

① 新株予約権の払込金額

割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した公正価額であり、有利発行に該当しない。また、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を割当対象者に支給することとし、この金銭債権と新株予約権の払込債務を相殺する。かかる金銭債権は、当社が、割当を受けるものに対し、その裁量により払込金額相当額を付与するものであるが、これは労働の対償として付与されるものではなく、また、当社の社内規則等によって当社が支払義務を負うものでもない。

$$\text{オプション価格 (C)} = S e^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} X N(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

とし、それぞれの算式における記号の意味は、次のとおりとする。

- $C$  : オプション価格
- $S$  : 株価  
割当日の当日（2017年10月2日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
- $X$  : 行使価額（1円）
- $t$  : 予想残存期間（5.5年）
- $\sigma$  : ボラティリティ  
5.3年間（2012年6月22日から2017年10月2日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- $r$  : 無リスクの利子率  
残存年数が予想残存期間（ $t$ ）に近似する国債の利子率
- $\lambda$  : 配当利回り  
直近事業年度の配当実績（記念配当を除く）及び割当日の当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）に基づき算出する。
- $N(d_n)$  : 標準正規分布の累積分布関数



- ② 新株予約権の割当日  
2017年10月2日
- ③ 新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日  
2017年10月2日
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所  
みずほ銀行上野支店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の継承支店）
- ⑤ 新株予約権証券  
新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

以上